

○予算委員会

予算（九件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
1	昭和六十二年一般会計補正予算（第2号）	六三、一二五	付 委 員 会 託 議 決	六三、一二五 可 決	六三、一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	六三、一二五 可 決	六三、一二五 可 決	
2	昭和六十二年一般会計補正予算（特第2号）	一二五	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	
3	昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第2号）	一二五	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	
4	昭和六十三年一般会計予算	一二五	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	
5	昭和六十三年特別会計予算	一二五	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	
6	昭和六十三年政府関係機関予算	一二五	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	付 委 員 会 託 議 決	一二五 可 決	一二五 可 決	
7	昭和六十三年一般会計暫定予算	四二	付 委 員 会 託 議 決	四二 可 決	四二 可 決	付 委 員 会 託 議 決	四二 可 決	四二 可 決	
8	昭和六十三年特別会計暫定予算	四二	付 委 員 会 託 議 決	四二 可 決	四二 可 決	付 委 員 会 託 議 決	四二 可 決	四二 可 決	

9	昭和六十三年政府関係機関暫定予算	四、二	四、二 (予)	可	四、五 決	可	四、五 決	四、二 可	四、四 決	可	四、四 決	
---	------------------	-----	------------	---	----------	---	----------	----------	----------	---	----------	--

昭和六十二年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第一号）
 昭和六十二年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第二号）
 昭和六十二年度政府関係機関補正予算（機第2号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において給与改善費、義務的経費の追加、国民健康保険特別交付金等、特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は二兆六千百十四億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により、五千七百七十五億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、

租税及び印紙収入一兆八千九百三十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れを計上し、他方特例公債一兆三千二百二十億円の減額を行うこととしております。

本補正の結果、昭和六十二年度補正予算の総額は、歳入歳出とも成立予算に対し二兆三百三十九億円増加し、五十八兆二千百四十二億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計等二十七の特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、一月二十五日、国会に提出され、二十九日、宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って二月十九日、二十日の二日間にわたり、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「本来補正予算は、義務的経費の不足や当初予算編成後特に緊要となった事項

について作成すると制限的に規定されているが、今回の補正予算には自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加繰り入れや国民健康保険特別交付金のように当初予算に計上しなかった事項が含まれるなど緊要性に欠けており、財政法に違反しているのではないか。また、当初予算に対し巨額な税の自然増収が発生したのは、政府が意図的に税の過小見積もりを行ったからではないか」との質疑がありました。

これに対し竹下内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣より、「六十二年度当初予算では大量の赤字公債を発行する苦しい歳入事情と歳出における緊要性の優先度を判断し編成したが、その後、歳入に余裕が生じたので元来繰り入れを要請されていた自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加あるいは退職者医療制度創設に伴う国民健康保険特別交付金を今回の補正予算に計上したもので、財政法に違背するものではない。税収見積もりを見誤ったのは事実であり、おわび申し上げます。円高不況に対応し、税収を減額した六十一年度補正予算を前提に六十二年度の税収見通しを行い、その後の経済の拡大や財テクの影響等を把握できなかったことが原因であり、決して政府が意図的に過小見積もりをしたわ

けではない。財政当局は総力を挙げて税収の見積もりを行っているが、日本経済の力強い潜在力や世界経済の影響などもあり、これを的確に予測することは容易でないことをぜひ御理解願いたい」との答弁がありました。

質疑は、このほか装備事前集積と日米安保条約の関係、INF協定後の日本の防衛政策の方向、税制改革、農産物の輸入自由化、土地・住宅対策、沖縄問題等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して小川委員が反対、自由民主党を代表して吉川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して矢原委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十二年度補正予算三案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年一般会計予算（閣予第四号）

昭和六十三年特別会計予算（閣予第五号）

昭和六十三年政府関係機関予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和六十三年予算は、景気回復二年目の経済の足取りを確実なものとするため、内需拡大に配慮するとともに、他方、昭和六十五年度特例公債依存体質から脱却するとの目標を達成するため、歳出の徹底した見直し、合理化を行う方針に従って編成されておりますが、その内容は既に宮澤大蔵大臣より財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

昭和六十三年予算三案は、一月二十五日国会に提出され、二十九日に宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十一日より審議に入りました。以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、その間、三月二十二日に公聴会を開き、また集中審議及び委嘱審査を

それぞれ三日間にわたって行う等、終始慎重かつ濃密な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なものの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、竹下内閣の政治姿勢に関し、「中曽根政治の継承を唱える竹下総理大臣の政治に対する考え方と姿勢を明らかにされたい。今、竹下内閣が進めようとしている大型間接税導入のような重大な公約や政策を変更する際は選挙による国民の審判が必要ではないか」等の質疑がありました。これに対し、竹下内閣総理大臣より、「中曽根内閣のもとで取り上げられた行財政、税制、教育の諸改革を推進する意味で前政権の継承である。私は政治の対立と抗争の中に進歩はなく、対話と協調の中にこそ発展があると考え、国民の合意形成には忍耐強く対応しながら、最終的にはみずからの責任で決断し、調和と活力の政治に努めてまいりたい。政策に対する国民の合意尺度の一番の素材は国会の論議であり、政策変更が必要なたびに国民に信を問うとの論理は必ずしも妥当ではない。衆参両院議員はそれぞれの任期を大切に、政策に対する国民の合意のありかを冷静に見きわめるのがあるべき姿と思う」旨の答弁がありました。

経済、景気動向につきまして、「政府は昭和六十三年
度実質経済成長率を三・八%と見込んでいるが、最近の景気
拡大の傾向から見て低過ぎないか。内需主導型の経済を定
着させる上から六十二年度と同様、国内需要の伸び率を五
%台に引き上げる努力をすべきではないか」等の質疑があ
りました。

これに対し、竹下内閣総理大臣及び中尾経済企画庁長官
から、「昭和六十三年度の実質経済成長率について強気の
見方もあるが、政府は外需が対外不均衡是正の過程を通じ
マイナス%と見込む一方、内需が個人消費や民間設備投
資を中心に着実な伸びを期待し、四・七%増加とし、成長
率を三・八%と慎重な見通しを立てている。六十三年度の
経済運営に当たり、政府は景気回復二年目を確実なものと
するため、六十三年度予算では一般公共事業費を前年度比
二〇%増しとする等内需拡大を最重点に推進することにし
ている」旨の答弁がありました。

なお、「金融政策の指標とも言うべきマネーサプライの
長期二けた増は今後の景気や物価に悪影響を与えないか」
との質疑があり、これに対し、澄田日本銀行総裁から、「昨
年夏から秋にかけ建築資材等の商品市況や卸売物価が上昇

したが、その後、資材の供給増や原油価格の軟化等もあり、
物価情勢は落ちついている。しかし、マネーサプライは現
在、実体経済に比べ、かなり高い伸びを続けており、経済
活動の活発化に伴い需給関係がタイトになることも予想さ
れるので先行きに目配りを怠ってはならない」旨の答弁が
ありました。

財政問題につきまして、「財テク等による税の自然増収
に頼って六十五年度に財政再建を達成するとの政府の見通
しは甘くないか。仮に目標を達成したとしても、財政再建
までを条件に十二兆円を超える一般会計の負担繰り延べ分
はどのように処理するのか。地方自治体への補助率削減の
負担転嫁は暫定期限切れの六十三年度で終了すると理解し
ていいか」等の質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び梶
山自治大臣から、「六十一年度の税の増収は企業の財テク
等による一過性の要因が大きく、租税弾性値も二を超える
異常な状況であったが、六十二年度は昨年秋以降の経済好
転により本来の税収増加となっている。昨今の日本経済は
順調に推移しており、現在の経済状況が二、三年続いて税
収が予定どおり確保されれば六十五年度特例公債依存体質

からの脱却は可能だし、初めて射程圏内にとらえた財政再建達成に努力をしなければならぬ。特例公債からの脱却を図るため、一方で経常経費の削減に努力し、他方で経費の性格、各会計の運用状況等に応じて相当多額の負担繰り延べをお願いしたが、既に一兆一千五百億円の繰り戻しを行ったものの、財政再建達成後、これらの借金を、急ぐものから順次返済していく考えで財政運営は依然厳しい状況が続く。地方自治体への国庫補助率の引き下げは国の苦しい財政事情を背景に六十三年度までの暫定措置として実施された。六十四年度以降は原則としてもとの補助負担率に戻るものと考えているが、具体的には六十四年度予算編成時までに関係省庁の協議で決められると理解している」旨の答弁がありました。

税制改革につきまして、「国民生活に深刻な影響を及ぼす大型間接税の導入を急ぐ理由は何か。竹下総理大臣が衆議院予算委員会で示した大型間接税六つの懸念は、間接税の本質的性格で、総理の言う中和、克服は不可能ではないか。税制改革で所得、消費、資産に均衡のとれた税体系を構築すると言うなら、具体的な税体系と定量的な税構造を示すべきである。さらに、新型間接税を導入する前に、株

式譲渡益に対する原則課税や企業の保有する土地への資産再評価税の実施、海外進出大企業の税逃れの改革等現行税制のひずみや不公平をまず最優先に是正すべきではないか」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣から、「現在、所得税、法人税の負担が重いため、勤労意欲がそがれ、特に中堅勤労所得者の重税感と不公平感を放置しておくことはできない。その一方、現行の間接税は個別消費税であるため、課税に不均衡が生じ、公平性等の問題を内在している。さらに、今後の高齢化社会における勤労所得者の税負担は現在の三倍にも達し、事実上不可能な高負担が予想される。したがって、今から広く薄く、社会全体で負担する税制に抜本的に改めていくことが必要である。大型間接税に関する見解は、大型との呼び方で間接税に対する国民の懸念が増幅されている点を六つに整理したものである。まず、懸念される中堅所得者の負担感の増大、所得に対する逆進性、あるいは低所得者層の間接税負担については、所得税の累進税率の緩和、課税最低限の引き上げ等税構造全体の中で対処し、さらに生活保護基準の改定等歳出を含む政策的配慮を行うことで全体として中和できる。

次に、新税導入による事業者の事務負担増やインフレ懸念については、日本の商慣習に応じ、簡素な仕組みを工夫するとともに、税金の転嫁による値上がりについては、実施時一回限りであり、適切な経済政策で対応することにする。これら各般の施策を講ずることで大型間接税の懸念は克服できるのではないかと考えている。現在、単一の税で負担の公平等税制に要請される各種の理念を満たすことは困難であり、所得、消費、資産の各租税を適切に組み合わせた税体系を構築することが必要である。しかし、課税対象別の望ましい負担比率を具体的数値で示すことは困難である。御提案の税制改革のうち、有価証券譲渡益課税は値上がり益等の正確な把握が前提であり、課税徹底には納税番号の採用等が必要で、それによるプライバシーの保護や経済取引上の難点等問題も多く、現在、税制調査会で検討している段階である。企業に対する資産再評価税は、含み益という実現されていないものへの課税であること等税法上の妥当性及び執行上も問題がある。海外で所得を得ている企業で法人税を納めない場合が起こるのは、二重課税回避のため国際的に認められた課税方式によるもので不公平税制ではない。しかし、控除額については批判もあるので削減す

る方向で検討している」旨の答弁がありました。

農業問題について、「今の日本農業は国際化の厳しい環境下に置かれているが、今後どう発展させていくか。佐藤農林水産大臣の訪米にもかかわらず、日米牛肉、オレンジ協定交渉は中断のやむなきに至ったが、交渉の経過と今後の対応策を聞きたい」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び佐藤農林水産大臣から、「農業は食糧の安定供給を初め、活力ある地域社会の維持、国土の自然環境の保全等の重要な役割を担っている。政府は一昨年の農政審議会報告を踏まえ、構造政策を進め、適正価格による食糧の安定供給はもちろん、農村社会全体の活性化を図っていく考えである。牛肉、オレンジの市場開放については、自由化が困難である日本の実情を説明し、アメリカに対して現実的対応を迫ったが、物別れに終わった。しかし、今後とも引き続いて日米二国間の話し合いを継続することに合意しているので、一日も早い円満な話し合いにより決着をつけたい」旨の答弁がありました。

防衛問題につきまして、まず、「INF協定の締結に伴い国際軍事情勢がデタントの方向に変わる中で、我が国が

何ゆえ防衛力増強を進めるのか。総額明示方式の中期防衛力整備計画も、思いやり予算の急増等から防衛費の歯どめ機能が既に破綻しているのではないか。ポスト中期防衛力整備計画をどのように考えているか」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び瓦防衛庁長官から、「INF条約の署名は核軍縮の第一歩で高く評価するが、なお戦略核や通常兵力の問題、アフガン等を含む地域問題等東西関係は依然として対立している。そうした中で、我が国は防衛計画の大綱に定められた水準まで着実に防衛力の整備をする必要がある。十八兆四千億円程度の中期防衛力整備計画を決定した当時、在日米軍駐留経費の日本側負担の増額は予想していなかったが、毎年度予算で事業内容を精査、経費を絞り込む一方、当初計画におくれるものも出るのでこれらの余裕の範囲で処置し、中期防の範囲内で対応していく。ポスト中期防については、六十六年以降も新たな防衛力整備計画が必要であり、平和憲法、非核三原則、専守防衛、他国に脅威を与えないとの基本に立ち、国際軍事情勢、経済財政事情等を勘案し、効率的な防衛力のあり方を追求することとし、安全保障会議に諮り、年内に

も検討に着手したい」旨の答弁がありました。

次に、瓦防衛庁長官の本年一月の訪米で合意した有事来援研究について、「日米有事来援研究の範囲と内容を明らかにせよ。米軍装備の事前集積、いわゆるポンカスは極東有事にも利用される危険性があり、また有事法制の制定も必要となるのではないか」等の質疑があり、これに対して、竹下内閣総理大臣、宇野外務大臣及び瓦防衛庁長官から、「今回の日米有事来援研究の範囲は日米安全保障条約第五条の日本有事に限定しており、第六条の極東有事を想定していない。研究内容も防衛協力に関する指針に沿って行われる作戦研究等の一環であり、研究結果については日米両国いずれも新たな義務や責任を負うものではなく、それぞれの立場で判断することとなっている。日本への米軍装備の事前集積及びその使用は、安保条約の目的にたがわない限り問題はない。有事来援研究には有事法制は含まれておらず、内閣としては研究の各段階において防衛庁より経過を聞き、冷静に対応していく」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか日米科学技術協定の取り扱い、アパルトヘイトに対する日本の対応、外国為替市場への介入と円の安定、産業空洞化及び雇用問題、中国残留孤児対策、留

学生の受け入れ、災害遺児育英奨学制度の創設、外国人不法就労問題及び土地利用問題等広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して千葉委員が反対、自由民主党を代表して小島委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度予算三案はいずれも賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

昭和六十三年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

昭和六十三年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度暫定予算三案

の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、昭和六十三年度予算が年度内に成立していないため、国政運営に支障を来すおそれがありますので、四月一日から八日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出につきましては、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないことしております。

一方、歳入につきましては、暫定予算期間中の税収及び税外収入を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額二百一十億円、歳出総額三兆九百十五億円となつて、三兆七百四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとにしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、四月二日、国会に提出され、四日、衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑のうち、暫定予算にかかわる点につきまして、「三月下旬の時点で、予算委員長から暫定予算提出準備の要請があったにもかかわらず、暫定予算の提出を怠ったため、予算の空白を生じた上に、暫定予算提出が新年度に入ってから行われるといった異例の事態を招いた責任をどう考えるか。予算空白中の支出は憲法、財政法の規定に反するのではないか。予算の空白が予想される場合、暫定予算を速やかに提出すべきではないか」との質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び味村内閣法制局長官より、「暫定予算を準備すべきとの原予算委員長よりの要請を重く受けとめ、政府としては暫定予算を準備しつつも、一日も早い予算成立のため審議に対し最大限の努力を払ってきたが、年度内に予算が成立せず、しかも四月六日に多額の恩給支払いが必要となるため、新年度に入ったが暫定予算を提出することになった。予算の

空白期間は憲法及び財政法の子想していない事態であり、その間、国政運営上支障が生じないよう、長年の慣行で、違法とのそしりを受けない限度でやりくりしてきており、法律違反ではないが、好ましくないと考えている。暫定予算の提出は政府の責任であるが、その提出時期について、本予算の年度内成立の時期判断が政治的に非常に難しい上に、参議院審議権確保を考慮する等の問題がある。さらに、予算審議と憲法及び国会法との関連もあり、なお多くの検討を要する課題があるが、政府としては財政法の規定するあるべき財政運営の状況に近づけるよう努力する」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、昭和六十三年度暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。